# 令和了年度 固定資産税(償却資産)

固定資産税の課税対象は、土地や家屋のほか、事業用の償却資産も課税対象です。

茅ヶ崎市内に償却資産を所有している方は、地方税法第383条に基づき、毎年1月1日(賦課期日)現 在に所有している償却資産について申告していただく必要があります。この「申告の手引き」を参照の上、 申告期限までに必ず申告をお願いします。なお、該当資産がない方も申告が必要です。

# 申告期限

# 令和 7 年 1 月 31 日 (金) \*\*郵送の場合は1月31日(金)の消印まで有効

※期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、1月17日(金)までの申告にご協力をお願い します。

# 申告書の提出先

茅ヶ崎市資産税課(詳細は裏表紙)

# 次のような方は申告する必要があります!

茅ヶ崎市内で、不動産所得がある 【駐車場やアパートを貸し付けている方など】 茅ヶ崎市内で、事業を営んでいる 【貸ビル・貸店舗で営業している方含む】

# 日次

- 僧却資産のあらまし………1~6ページ
- 償却資産の評価と税額……7~8ページ
- 僧却資産の申告·····9~14ページ (由告書等の書き方……11~14ページ)



子 茅ヶ崎市

# 1 償却資産のあらまし

# ① 償却資産とは

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、 減価償却の対象となる資産のことです。

具体的には、個人や法人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その「事業」のために用いている構築物・設備、機械、工具・器具備品等の固定資産のことを「償却資産」といいます。

「事業」とは、一般に「一定の目的の行為を継続、反復して行うこと」をいい、必ずしも営利を得ることを直接の目的としているものだけではありません。したがって、公益法人、一般社団・財団法人等の行う活動も事業に該当します。また、会社等が従業員の利用に供する福利厚生施設(社宅、宿舎等)の構築物・設備、器具備品等も事業用資産に含まれます。

申告の際、個人の方は所得税の申告における減価償却明細や固定資産を管理している帳簿等を、法人の方は 固定資産台帳や法人税申告書別表16などを基に申告書を作成してください。

#### 償却資産の種類と具体例

| 資產  | <b>全種類</b>    |   | 主な償却資産   |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|---------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 第1種 | 構築物           | 土地に定着した土木設  | 門、塀、構内舗装(駐車場舗装も含む)、屋外排水溝、  |  |  |  |  |  |  |  |
|     |               | 備、工作物   | 煙突、貯水池、水槽、緑化施設、自転車置場等  |  |  |  |  |  |  |  |
|     | 建物附属          | 建物附属設備  | 生産事業(製造、加工、修理等)の工程上必要な設備、  |  |  |  |  |  |  |  |
|     | 設備            |   | 受変電設備、建物から独立した諸設備等   |  |  |  |  |  |  |  |
|     |               | 建物の所有者と異なる<br>者(賃借人)が施工<br>した場合                         | エレベーター、エスカレーター、間仕切り、<br>店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備等<br>※賃借人がその事業のために取り付けた場合は、賃借人の<br>償却資産として取り扱います。 |  |  |  |  |  |  |  |
| 第2種 | 機械及び<br>装置    |   | 域、土木機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、<br>、土木建設機械、その他各種産業用機械及び装置等  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第3種 | 船舶            | 貨物船、油槽船、客船、ボート、ヨット、漁船、釣り船等                              |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第4種 | 航空機           | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第5種 |               |   |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 第6種 | 工具・器具<br>及び備品 | パソコン、レジスター、陳列ケース、ステレオ、テレビ、ルームエアコン、冷蔵庫、<br>測定工具、ロッカー、金庫等 |  |  |  |  |  |  |  |  |

#### [Q&A]

Q1 税務署には確定申告をしましたが、市役所にも申告する必要がありますか?

AI 必要です。

税務署への申告は、国税(所得税・法人税)の税額を算定するための申告で、市町村が課税をする固定資産税の償却資産(地方税)の税額を算定するための申告とは異なります。このため、償却資産を所有している場合は、税務署への申告とは別に、資産の所在している市役所に償却資産申告書を提出する必要があります。

# ② 償却資産の申告対象

令和 7 年1月1日 (賦課期日) 現在所有する土地・家屋以外の事業用資産のうち次に該当するものです。

- ◎ 所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産
- ◎ 使用可能期間が1年以上で、かつ、個人の場合は取得価額(1個又は1組あたり)が10万円以上の資産

## (1) 申告の対象となる資産

- ■家屋の所有者と異なる方(賃借人・テナント等)が貸ビル・貸店舗に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産 ※賃借人等の償却資産となります
- ■租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの
  - (例) 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金算入した場合 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5)
- ■償却済資産 減価償却が終わった資産(使用している場合は申告が必要となります)
- ■未稼働資産 まだ稼働していないが、すでに完成している資産
- ■遊休資産 稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産
- ■簿外資産 帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産
- ■建設仮勘定で経理されている資産のうち賦課期日までに事業の用に供するようになった資産
- ■借用資産(リース資産)であっても、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ■決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

## (2) 申告の対象とならない資産

- ■繰延資産 創立費、開業費等
- ■たな卸資産 商品、貯蔵品等
- ■果樹、馬、牛、その他の生物 ※観賞用・興行用のものは申告が必要
- ■無形固定資産 ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等
- ■自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象となるもの ※大型特殊自動車は申告が必要
- ■取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上「3年間の一括償却」をするもの
- ■使用可能期間1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
- ■ファイナンス・リース取引に係るリース資産で所有者の取得価額が20万円未満のもの

#### 【参考】償却方法と取得価額による償却資産申告の取り扱い

| 取得価額償却方法 | 10万円未満 | 10万円以上20万円未満 | 10万円以上30万円未満 | 30万円以上 |
|----------|--------|--------------|--------------|--------|
| 個別減価償却   | 申告対象   | 申告対象         | 申告対象         | 申告対象   |
| 中小企業特例   |        | 申告対象         | 申告対象         |        |
| リース資産    | 申告対象外  | 申告対象外        | 申告対象         | 申告対象   |
| 一時損金算入   | 申告対象外  |              |              |        |
| 3年一括償却   | 申告対象外  | 申告対象外        |              |        |

※法人の場合はそれぞれに 規定している価額以下の 資産であっても、税務会 計上固定資産勘定に資産 計上されるものは申告対 象となります。

#### [A&P]

#### A2 所有者です。

ファイナンスリース取引のうち所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります。なお、所有権留保付売買として扱うリース取引は、賃借人(実質的な買主(所有者))が申告する必要があります。

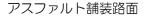
# ③ 国税との主な違い

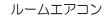
| 項目           | 固定資産税の取扱い               | 国税(所得税・法人税)の取扱い |  |  |  |  |
|--------------|-------------------------|-----------------|--|--|--|--|
| 償却計算の期間      | 曆年(賦課期日制度)              | 事業年度(決算期)       |  |  |  |  |
| 減価償却の方法      | 定率法                     | 定率法・定額法の選択制     |  |  |  |  |
| 前年中の新規取得資産   | 半年償却(1/2)               | 月割償却            |  |  |  |  |
| 圧縮記帳         | 認められません                 | 図めたわます          |  |  |  |  |
| ※補助金等の額を引いた額 | (圧縮前の取得価額を申告してください)     | 認められます          |  |  |  |  |
| 特別償却•割増償却    | 認められません                 | 認められます          |  |  |  |  |
| 増加償却         | 認められます                  | 認められます          |  |  |  |  |
| 評価額の最低限度額    | 取得価額の5%                 | 供产压密(4 D) 主交    |  |  |  |  |
| (償却可能限度額)    | ※資産がある限り課税対象            | 備忘価額(1円)まで<br>  |  |  |  |  |
| 改良費          | 区分評価                    |                 |  |  |  |  |
| (資本的支出)      | (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価) | 原則区分評価(一部合算も可)  |  |  |  |  |

# 申告漏れにご注意ください!

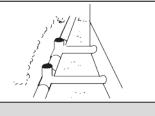
申告漏れがよく見受けられる資産には、次のようなものがあります。



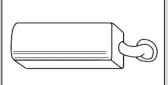


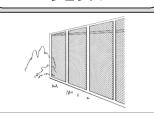


フェンス







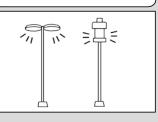


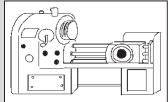
屋外照明設備

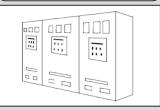
事業に使用できる状態の 遊休・未稼働の資産

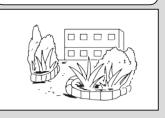
受変電設備

緑化施設









#### [Q&A]



相続をした償却資産はどのように申告すればよいですか?



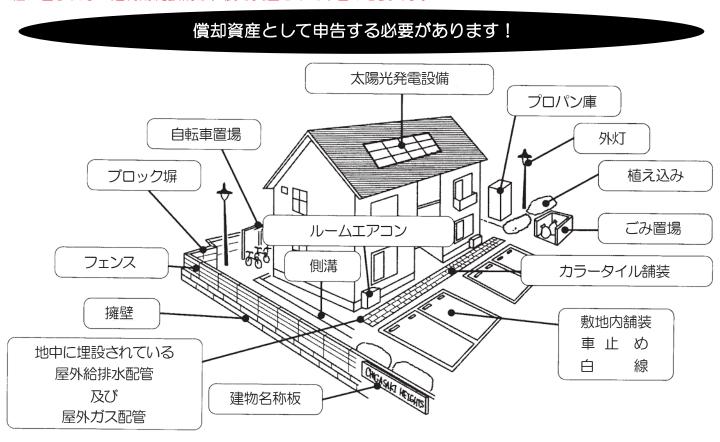
被相続人の取得年月、取得価額及び耐用年数を引き継いで申告してください。

なお、相続の結果、共有資産となった場合は、各々の持分でそれぞれが申告書を作成するのではなく、代表者を決めていただき、所有者名欄に「茅ヶ崎 一郎 外2名」と記入し共有名義で1枚の申告書を作成し、申告をお願いします。マイナンバーの記載は不要です。

# ④ 「家屋」と「償却資産」の区分

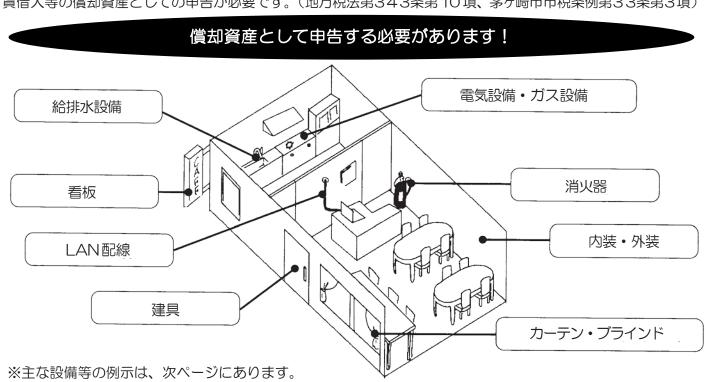
## (1)賃貸用共同住宅

税務会計上において建物附属設備を建物本体に含めて一括で減価償却をしていても、地方税法上で家屋の評価に含まれない建物附属設備は、償却資産として申告が必要です。



## (2)特定附帯設備

家屋の賃借人(テナント)等が施工した内装、造作、建築設備は、「家屋として取り扱うもの」であっても、 賃借人等の償却資産としての申告が必要です。(地方税法第343条第10項、茅ヶ崎市市税条例第33条第3項)



# ■家屋と償却資産の区分表

※本表は主な設備等の例示です。

| ■次生で良いり     | 具性の区刀衣<br>□                                | *   | 本表は主な設備等の例示で家屋と設備等の所有関係 |    |     |                |  |  |
|-------------|--|---|-------------------------|----|-----|----------------|--|--|
|             |  |   |                         |    |     |                |  |  |
| 設備等の種類      | 設備等の分類                                     | <br>  設備等の内容                                    | 同じ                      | 場合 | 異なる |                |  |  |
|             |  | BAND 5 321 3 B                                  | 家屋                      | 償却 | 家屋  | 償却             |  |  |
|             | 内装•造作等                                     | <br>  床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式                        | 0                       | 資産 |     | <u>資産</u><br>◎ |  |  |
| 连架工争        | 受変電設備                                      | 床・壁・大井江工、店舗短作寺工事一式  <br>  設備一式                  |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             |  | 改開一式<br>  発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等                  |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 中央監視設備                                     | 大电域改備、  |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 電灯コンセント設備、                                 |   |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 電灯コクセクト設備、                                 | 屋内設備一式  | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             | 電力引込設備                                     | 引込工事一式  |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 単刀コ区政備                                     | 引込工争・式<br>  特定の生産又は業務用設備                        |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 動力配線設備                                     | 上記以外の設備   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             |  | 電話機、交換機等の機器                                     |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 電話設備                                       | 配管・配線、端子盤等                                      | 0                       |    |     | 0              |  |  |
| 電気設備        | LAN設備                                      |   |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             |  | <del>                                    </del> |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 放送•拡声設備                                    | で   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             |  | Line  | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             | インターホン設備                                   | 上記以外の設備   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             |  | 一、この人ののない。                                      |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 監視カメラ設備                                    | 文献版 (アレビスカスラー                                   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             | <br> 避雷設備                                  |   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             | 火災報知設備                                     | 設備一式  | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             | N TIX YOU IN IN                            | <sup>                                    </sup> |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 給排水設備                                      | 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等                                | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             |  | 局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器)                              |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | <br> 給湯設備                                  | 局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)                          |                         |    |     |                |  |  |
| 40 tale 1 . | 和/参改   開                                   | 中央式給湯設備   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
| 給排水         |  | 屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備                          |                         | 0  |     | 0              |  |  |
| 衛生設備        | ガス設備                                       | 屋内の配管等  | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             | 衛生設備                                       | 設備一式(洗面器、大小便器等)                                 | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             | 14) <u>1</u> UX //H                        | 消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等                        |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 消火設備                                       | 消火栓設備、スプリンクラー設備等                                | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             |  | ルームエアコン   |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 空調設備                                       | 上記以外の設備   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
| 空調設備        |  | 特定の生産又は業務用設備                                    |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 換気設備                                       | 上記以外の設備   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             |  | 工場用ベルトコンベア                                      |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 運搬設備                                       | エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等                        | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             |  | 顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・                        |                         | _  |     |                |  |  |
|             | <br> 厨房設備                                  | 百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備                           |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | VD DX V用<br> <br>                          | 上記以外の設備   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
| その他の設備      |  | 洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じ                        |                         |    |     |                |  |  |
|             | <br>  注::::::::::::::::::::::::::::::::::: | るサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備                        |                         | 0  |     | 0              |  |  |
|             | 洗濯設備<br>                                   | と記以外の設備   | 0                       |    |     | 0              |  |  |
|             |  | 上記以外の設備     広告塔 ネオンサイン、文字看板、袖看板、駐車場設備、駐締設備。     |                         |    |     |                |  |  |
|             | その他  | メールボックス、簡易間壮切(重立)、カーテン・ブラインド等                   |                         | 0  |     | 0              |  |  |
| <br>外構工事    | <br> 外構工事                                  | 工事一式(門・塀・緑化施設等)                                 |                         | 0  |     | 0              |  |  |
| 20個上争       | 711 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (  | 工尹一厶 (「] • 妍 • 秘16.地或专/                         |                         |    |     |                |  |  |

## ⑤ 非課税資産・課税標準の特例

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。 また、地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に該当する資産については、一定の要件を満たせば、課税標準の特例が適用されます。

なお、非課税資産及び課税標準の特例が適用される資産を申告する場合は、非課税適用申告書又は課税標準の特例適用申告書とともに所管する官庁等の証明書及び届出書の写し等を必ず添付してください。申告書様式は茅ヶ崎市ホームページからダウンロードすることができます。

#### ■課税標準の特例が適用される償却資産(主なもの一部抜粋)

| 遁             | 囿用条項       |  | 77- (C) 0+ H0          | \           | 特例  |
|---------------|------------|--|------------------------|-------------|-----|
| 条             | 項•号        | 特例の対象となる資産   | 取得時期                   | 適用期限        | 割合  |
| 地方税法          | 第27項       | 児童福祉法に規定する家庭的保育事業者が当該事<br>業の用に供する家屋及び償却資産                    |                        |             | 1/3 |
| 第三百四          | 第28項       | 児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業者が当<br>該事業の用に供する家屋及び償却資産                  |                        | 期限なし        | 1/3 |
| 地方税法第三百四十九条の三 | 第29項       | 児童福祉法に規定する事業所内保育事業者が当該<br>事業の用に供する家屋及び償却資産                   |                        |             | 1/3 |
|               | 第2項<br>第1号 | 水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液処理施設                                       | 令和6年4月1日~<br>令和8年3月31日 |             | 1/2 |
| 法附            | 第2項<br>第5号 | 下水道法に規定する下水道除害施設   | 令和6年4月1日~<br>令和8年3月31日 | 期限なし        | 3/4 |
| 法附則第十五条       | 第44項       | 中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等<br>導入計画に従って取得した機械装置等<br>(賃上げ表明を行った場合) | 令和5年4月1日~<br>令和7年3月31日 | 4または<br>5年間 | 1/3 |
| 木             |            | 中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等<br>導入計画に従って取得した機械装置等                  | 令和5年4月1日~<br>令和7年3月31日 | 3年間         | 1/2 |

※特例の適用にあたっては一定の要件がありますので、詳細については茅ヶ崎市資産税課へお問い合わせください。

# ⑥ 耐用年数の短縮・増加償却

所得税法施行令第130条第1項又は法人税法施行令第57条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、 耐用年数の短縮を行っている資産がある場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。

また、所得税法施行令第133条又は法人税法施行令第60条の規定により、税務署長に増加償却の届出を 行っている資産がある場合には、「届出書」の写しを添付してください。

#### [A&Q]



本年度、特例が適用されることになりました。2年目以降の申告はどのようにすればよいで しょうか?

# **A4**

#### 申告が必要です。

特例適用の2年目につきましても、原則、初年度に申告した書類(非課税適用申告書又は課税標準の特例適用申告書等)の提出をお願いします。

なお、不要な書類もありますので、詳細は資産税課にお問い合わせください。

# 2 償却資産の評価と税額

償却資産の評価は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して一品ごとに評価し、決定します。

## ① 取得価額

償却資産の取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額をいいます。引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含みます。

## ② 課税標準額

取得価額 × 減価残存率(④参照)

次のように資産一品ごとの評価額を求め、その合計額を課税標準額とします。

- ※課税標準の特例の適用を受けるものは、評価額ではなく軽減後の額を合計したものとなります。
- ※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

## 【評価額および課税標準額の求め方】

| 初年度評価額   | 取得価額   | $\times$ | ( | 1 | _ | 減価率 | • | 2 | ) |
|----------|--------|----------|---|---|---|-----|---|---|---|
| 次年度以降評価額 | 前年度評価額 | X        | ( | 1 | _ | 減価率 | ) |   |   |

減価率(償却率)

耐用年数に応じて、1年間に 資産の価値が減少する割合

| /= 1 | <i>~~</i> | IT. | · \ |
|------|-----------|-----|-----|
| / =- | -笛        | וחו | ı١  |
|      |           |     |     |

| (計算例)   |        |            |      |       |  |                                  |
|---------|--------|------------|------|-------|--|----------------------------------|
| 資産の名称   | 取得年月   | 取得価額       | 耐用年数 | 減価率   | 計算式と令和 7年度評価額  |                                  |
| 敷地内舗装工事 | 令和4年9月 | 6,700,000円 | 10年  | 0.206 | (令和5年度評価額算定式)<br>6,700,000円× (1-0,206÷2) =6,009,900円<br>(令和6年度評価額算定式)<br>6,009,900円× (1-0,206) =4,771,860円<br>(令和7年度評価額算定式)<br>4,771,860円× (1-0,206) =3,788,856円 | 令和7年度<br>評価額<br>合計<br>9,096,679円 |
| パソコン    | 令和5年2月 | 370,000円   | 4年   | 0.438 | (令和6年度評価額算定式)<br>370,000円× (1-0.438÷2)=288,970円<br>(令和7年度評価額算定式)<br>288,970円× (1-0.438)=162,401円   | 評価額の合計<br>II<br>決定価格<br>II       |
| NC旋盤    | 令和6年4月 | 5,200,000円 | 10年  | 0.206 | (令和7年度評価額算定式) 5,200,000円× (1-0,206÷2) =4,664,400円  | 課税標準額                            |
| コピー機    | 令和6年3月 | 589,850円   | 5年   | 0.369 | (令和7年度評価額算定式)<br>589,850円×(1 —0,369)=481,022円  |                                  |



# ③ 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額 (1,000円未満切り捨て) × 税率 (1.4%) = 税額 (100円未満切り捨て) 9,096,679 × 0.014 = 127,344 127,300

- ※課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合は、課税されません。
- ※償却資産に都市計画税は課税されません。

## ④ 減価率一覧表 (減価残存率も含む)

|    |                                |         |                   |    |       |   |       |    |       | 1              |         |
|----|--------------------------------|---------|-------------------|----|-------|---|-------|----|-------|----------------|---------|
| 耐用 | \ <del>-\\</del> / <del></del> | 減価列     | <b></b> 表字率       | 耐用 |       | 減価列   | 浅存率   | 耐用 |       | 減価列            | 浅存率     |
| 年数 | 減価率                            | 【前年中取得】 | 【前年前取得】<br>1 一減価率 | 年数 | 減価率   | <ul><li>【前年中取得】【前年前取</li><li>1ー減価率/2 1ー減価</li></ul> |       | 年数 | 減価率   | 【前年中取得】1-減価率/2 | 【前年前取得】 |
| 2  | 0.684                          | 0.658   | 0.316             | 12 | 0.175 | 0.912   | 0.825 | 22 | 0.099 | 0.950          | 0.901   |
| 3  | 0.536                          | 0.732   | 0.464             | 13 | 0.162 | 0.919   | 0.838 | 23 | 0.095 | 0.952          | 0.905   |
| 4  | 0.438                          | 0.781   | 0.562             | 14 | 0.152 | 0.924   | 0.848 | 24 | 0.092 | 0.954          | 0.908   |
| 5  | 0.369                          | 0.815   | 0.631             | 15 | 0.142 | 0.929   | 0.858 | 25 | 0.088 | 0.956          | 0.912   |
| 6  | 0.319                          | 0.840   | 0.681             | 16 | 0.134 | 0.933   | 0.866 | 30 | 0.074 | 0.963          | 0.926   |
| 7  | 0.280                          | 0.860   | 0.720             | 17 | 0.127 | 0.936   | 0.873 | 35 | 0.064 | 0.968          | 0.936   |
| 8  | 0.250                          | 0.875   | 0.750             | 18 | 0.120 | 0.940   | 0.880 | 40 | 0.056 | 0.972          | 0.944   |
| 9  | 0.226                          | 0.887   | 0.774             | 19 | 0.114 | 0.943   | 0.886 | 50 | 0.045 | 0.977          | 0.955   |
| 10 | 0.206                          | 0.897   | 0.794             | 20 | 0.109 | 0.945   | 0.891 | 60 | 0.038 | 0.981          | 0.962   |
| 11 | 0.189                          | 0.905   | 0.811             | 21 | 0.104 | 0.948   | 0.896 | 70 | 0.032 | 0.984          | 0.968   |

※小数点第4位に数字がある場合、算出計算式に反映させています。

# ⑤ 業種別の主な償却資産とその耐用年数

( )内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数の一例です。

耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に掲げる法定耐用年数を使用してください。詳しくは、同省令をご参照ください。

| - 数已区/10 C (/       |   |
|---------------------|---|
| 小 売 店               | 陳列ケース(8)、陳列棚(8)、冷蔵又は冷凍陳列ケース(6)、レジスター(5)   |
| 飲 食 店               | カウンター(3)、厨房設備(8)、テレビ(5)、調理台(5)、冷蔵庫(6)、製麺機(5)  |
| 理容業•美容業             | 理容業・美容業椅子(5)、ドライヤー(5)、テレビ(5)、洗面設備(15)、タオル蒸器(5)、<br>消毒殺菌器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)   |
| クリーニング業             | 洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)  |
| 医 療 業               | レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、<br>手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)  |
| 自動車整備業ガソリン販売業       | プレス(15)、充電器(15)、コンプレッサー(15)、洗車機(15)、独立キャノピー(45)、<br>ガソリン給油設備[計量器、オートリフト圧縮機、貯油そう、カーワッシャー、エアホース等](8)                              |
| 製造業(工場)             | 受変電設備(15)、アスファルト舗装路面(10)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(10)、測定・検査工具(5)   |
| 不 動 産 貸 付 業 駐 車 場 業 | 蓄電池設備(6)、植栽(20)、浄化槽(15)、アスファルト舗装路面(10)、機械式駐車設備(ターンテーブルおよび機器部分)(10)、無人駐車管理装置(5)、屋外照明等電気設備(15)、防犯監視カメラ(5)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15) |
| 共 通                 | パソコン (4)、エアコン (6)、コピー機 (5)  |

#### [Q&A]



課税標準額が免税点(150万円未満)でも申告しなくてはならないのでしょうか。

はい。申告をお願いします。 地方税法第383条に基づき市内に償却資産を所有している方は、皆様、申告書を提出

地方税法第383条に基づき市内に償却資産を所有している方は、皆様、申告書を提出する必要があります。

# 3 償却資産の申告

## ① 申告が必要な方

工場や商店を経営している、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を営んでいる個人もしくは法人

#### ■ 次の場合も申告が必要です。

- ・前年中に資産の増減がない
- ・廃業・転出等により茅ヶ崎市内に償却資産がなくなった

・該当資産がない

- ・課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合
- ※償却資産を共有名義で所有している場合は、代表者を決めていただき、例えば、所有者名欄に「茅ヶ崎一郎 外2名」と記入し共有名義で1枚の申告書を作成し、申告をお願いします。
- ※相続があった場合は、相続により取得された方の住所・氏名により申告してください。 また、申告書右下の"18 備考"欄に「被相続人〇〇より相続」と記入してください。

## ② 提出書類について

|                      | 申告区分                | 申   | 提出書                                     | 類 | ÷+=¬¬ =+=                |  |  |  |  |
|----------------------|---------------------|-----|---|---|--------------------------|--|--|--|--|
| (償                   | 却資産の状況)             | 申告書 | 増加資産<br>全資産用 (P.13参照) 減少資産用<br>(P.14参照) |   | 主な記入事項                   |  |  |  |  |
|                      | 増加した                | 0   | 0                                       | × | 令和6年1月2日~令和7年1月1日の増加資産   |  |  |  |  |
| 前年                   | 減少した O × O          |     |   | 0 | 令和6年1月2日~令和7年1月1日の減少資産   |  |  |  |  |
| も申生                  | も<br>申<br>変わらず<br>ら |     | ×                                       | × | 「18備考」欄の「1」に〇印           |  |  |  |  |
|                      | 増減あり                | 0   | 0                                       | 0 | 令和6年1月2日~令和7年1月1日の増加減少資産 |  |  |  |  |
| 初                    | 資産あり                | 0   | 0                                       | × | 令和6年1月2日~令和7年1月1日の増加資産   |  |  |  |  |
| 初申告                  | 資産なし                | 0   | ×                                       | × | 「18備考」欄の「0(零)」に〇印        |  |  |  |  |
| 電算 (全資産)申告 〇 ※全資産の明細 |                     | ×   | 令和7年1月1日現在に所有されている全資産                   |   |                          |  |  |  |  |
| 廃業                   | •移転等の申告             | 0   | ×                                       | × | 「18備考」欄の「5」に○印           |  |  |  |  |

# ③ 申告における注意事項

●令和 6年の 1 月 2 日から令和 7年の 1 月 1 日(賦課期日)現在までの間に取得または廃棄した該当資産について、申告をしてください。

※申告漏れ資産等がある場合は、過年度にさかのぼって課税されます。

- ●「償却資産申告書」及び「種類別明細書」の2枚目の写しは、本人控えとして保管してください。
- ●申告書を郵送で提出する方で受付印を押した本人控えの返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。封筒のない場合は、返送できませんのでご了承ください。
- ●申告書の記載内容が、<u>直近の確定申告における「減価償却費の計算」又は「法人税申告書別表16」や</u> 「固定資産台帳」の内容を参照し、申告漏れや数字のずれ等がないかをご確認ください。
- ●次のいずれかに該当する場合には、適用申告書・承認通知書・届出書等の必要書類を添付してください。
  - 非課税資産がある場合
  - ・ 課税標準の特例が適用される資産がある場合
  - 耐用年数の短縮を行っている資産がある場合
  - 増加償却の届出を行っている資産がある場合

※6ページ「⑤非課税資産・課税標準の特例」、⑥耐用年数の短縮・増加償却」参照

## ④ 電算(全資産) 申告をする場合の注意事項

- ●増減なしの場合でも、必ず全資産の明細を添付してください。
- ●用紙はA4サイズを使用し、本市の申告書を添付するか、本市申告書右上に記載されている「義務者コード」を記入してください。
- ●評価額、課税標準額等を算出し、記入してください。
- ●前年度以前の申告漏れがある場合は、申告書右下の備考欄と種類別明細書の摘要欄にその旨を明記し、 その年度の修正申告書も提出してください。
- ●非課税資産は、決定価格と課税標準額には計上しないでください。
- ●課税標準の特例が適用される資産がある場合は、特例適用後の課税標準額を記入してください。 また、中古及び移動により受け入れた課税標準の特例が適用される資産がある場合は、最初に特例が認められた年月を種類別明細書の摘要欄に記入してください。

#### ⑤ 償却資産種類別明細書について

<u>すでに申告済みの償却資産について記載されています</u>ので、必ず内容を確認してください。 ただし、初めて申告する方や前年度に電算申告をした方には同封しておりません。

|    |     | 令 利                         | 7               | 年 度   | 償 却          | 資  | 産 種   | 重類 別 明 | 月細 書             |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |
|----|-----|-----------------------------|-----------------|-------|--------------|----|-------|--------|------------------|---|------------------|------|-------------------|---------------------------|--|---------|----------|
|    | [   | 所有者コード 12345678             | 所有者コード 12345678 |       |              |    |       |        |                  |   |                  |      | 種類<br>1構築物 4航空機   |                           |  |         |          |
|    |     | 住 所                         | 住 所             |       |              |    |       |        |                  |   |                  |      |                   | び装置 5車両及び運搬具<br>6工具器具及び備品 |  |         |          |
|    | [   | 氏名·法人名 株式会社ABC設             | 計               |       |              |    |       |        |                  |   | 3船               | 1/90 |                   | 01.54                     | 10000000000000000000000000000000000000 | ) MH DD |          |
| 連番 | 種類  | 資産番号<br>資産の名称               |                 |       |              |    |       | 5%     | <u>特例</u><br>コード | 率 | <u>減免</u><br>コード | 率    | <u>不均-</u><br>コード |                           | 備考                                     |         |          |
| 1  | 1   | 0000000040100101<br>蓄電池設備   | 1               | R3.12 | 2,640,000    | 6  | 0.681 |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |
| 2  | 1   | 0000000040100102<br>敷地内舗装工事 | 1               | R4.9  | 6,700,000    | 10 | 0.794 |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |
| 3  | 6   | 0000000040100103<br>パソコン    | 1               | R5.2  | 370,000      | 4  | 0.438 |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |
|    |     |                             |                 |       |              |    |       |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |
|    |     |                             |                 |       |              |    |       |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         | <u> </u> |
|    |     |                             |                 |       |              |    |       |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         | <u> </u> |
|    | 1   | 構築物                         | 2               |       | 9,340,000    |    |       |        |                  |   | _                |      |                   |                           | _                                      |         |          |
|    | 2   | 機械及び装置                      | 0               |       | 0            |    |       |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |
|    | 3 4 | 船舶<br>航空機                   | 0 0             |       | 0            |    |       |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |
|    | 5 6 | 車両及び運搬具<br>工具器具及び備品         | 0               |       | 0<br>370,000 |    |       |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |
|    |     | 合計                          | 3               |       | 9,710,000    |    |       |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |
|    |     |                             |                 |       |              |    |       |        |                  |   |                  |      |                   |                           |  |         |          |

# ⑥ 調査等に対するご協力のお願い

#### (1)実地調査等について

申告内容を確認するため、地方税法第353条(質問検査権)及び第408条(実地調査)に基づき、電話での問い合わせ及び資料の提供依頼並びに実地調査等を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。また、地方税法第354条の2(所得税又は法人税に関する書類の閲覧等)に基づき、税務署に申告した所得税又は法人税の申告書類を閲覧する調査を行っていますが、これらの調査等により申告漏れ資産等が判明した場合は、現年度だけではなく過年度にさかのぼって課税することがありますので、ご承知おきください。

#### (2) 不申告又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合又は申告すべき事項について虚偽の申告をした場合、地方税法第385条、第386条及び茅ヶ崎市市税条例第51条による罰則を適用されることがありますので必ず適正に申告をしてください。

## ⑦償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方

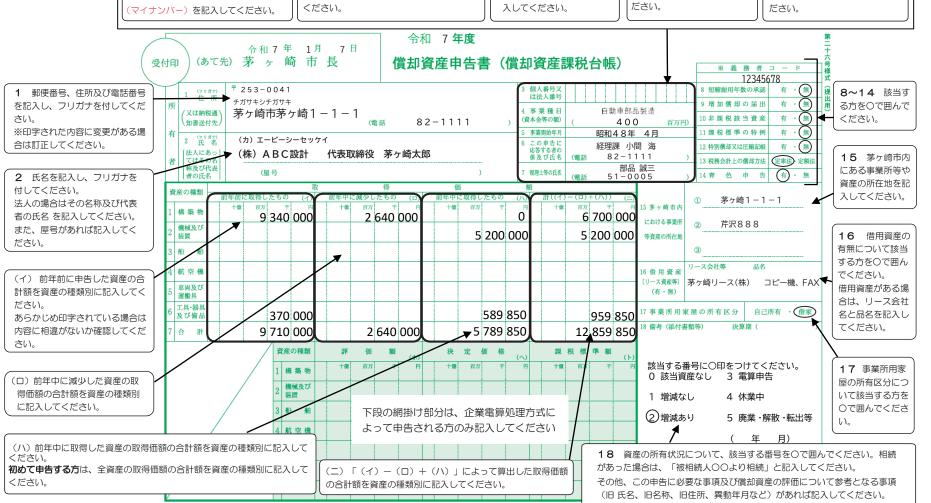
個人の方は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等を、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16等を参考に記入してください。

#### 電算申告をする場合の注意事項

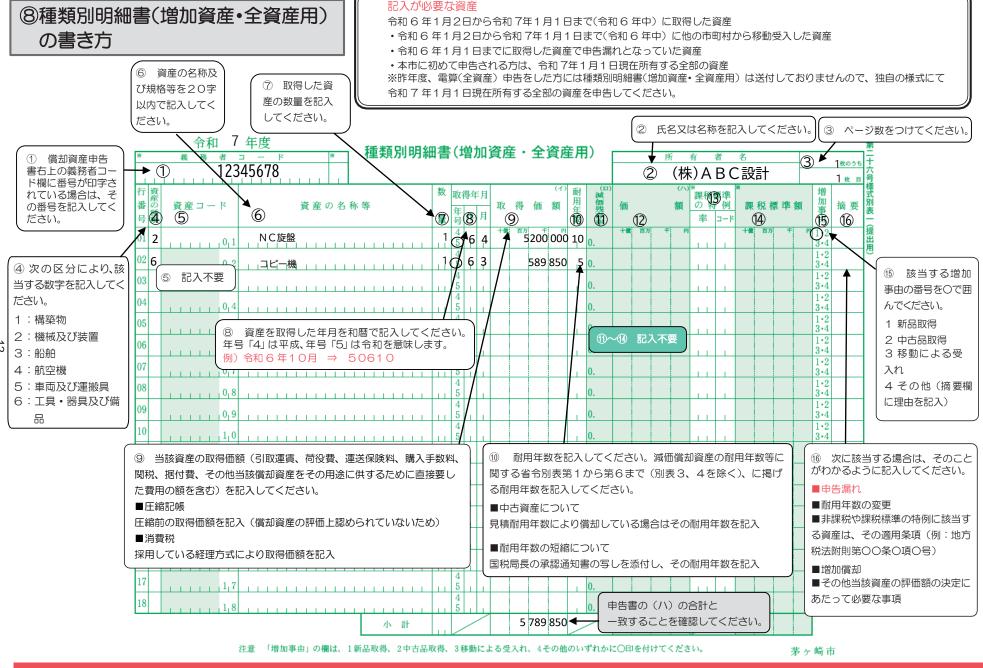
- ・評価額、課税標準額を算出し、記入してください。
- ・非課税資産は、決定価格と課税標準額には計上しないでください。
- 課税標準の特例が適用される資産がある場合は、特例適用後の課税標準額を記入してください。
- また、中古及び移動により受け入れた課税標準の特例が適用される資産がある場合は、最初に特例が認められた年月日を摘要欄に 記入してください。

3 国税庁長官より指定された法人番号、住民登録地から通知された個人番号

4 事業種目を具体的に記入してください。 ※法人は、資本金又は出資金の額を記入してください。 5 個人は事業を開始した 年月、法人は設立年月を記 入してください。 6 この申告の担当者の係名、 氏名及び電話番号を記入してく ださい。 7 経理を委託している税理士等 の氏名及び電話番号を記入してく ださい。



# ※該当内容に関わらず、必ず提出が必要です。



## くご相談いただく際、必要なもの>

| / <del> =</del> | 1 /         | か場合 |
|-----------------|-------------|-----|
| 1101            | $\Lambda$ ( | 川痴一 |

- 所得税青色申告決算書、収支内訳書
- その他減価償却資産のわかる書類(固定資産台帳、領収書、契約書等)

## 法人の場合

- 法人税確定申告書
- その他減価償却資産のわかる書類(固定資産台帳、領収書、契約書等)

## 〈申告書を郵送する場合の注意点〉

控えに受付印が必要な方

切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※同封のない場合は、返送ができませんのでご了承ください。

受付印が不要な方

2枚複写の内の1枚目のみを送付してください。

# 地方税の電子申告



が便利です。

(※電子申告を行うことで、申告書の郵送の必要がなくなります。)

詳しくは、「地方税ポータルシステム エルタックス」のホームページ (https://www.eltax.lta.go.jp/) をご覧ください。

# ■ 市税は口座振替で!

固定資産税の納付は、

年4回の納付期限を気にする必要のない**口座振替**をお勧めします。 詳しくは茅ヶ崎市公式ホームページをご覧ください。



# 記入方法が分からない

相談したいことがある

その他……

申告書の提出先・お問い合わせ先

茅ヶ崎市資産税課(場所 茅ヶ崎市役所 本庁舎2階 10番窓口)

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 電話 0467-81-7140(直通)